

令和元年度第1回横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
開催日時	令和元年 12 月 17 日 (火) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分
開催場所	緑区役所 3 階 会議室 3 B
出席者 (敬称略・五十音順)	伊原 文恵、鈴木 道子、隅河内 司 (委員長)、渡部 さおり
欠席者 (敬称略)	木村 昶 (委員長職務代理者)
開催形態	公開 (傍聴者 1 名 / 議題 (1) ~ (3)) 非公開 (議題 (4) ~ (6))
議 題	1 委員長選出 (委員の互選)、委員長職務代理者決定 (委員長の指名) 2 選定スケジュールの確認 3 会議の公開、非公開の決定 4 申請要項、申請関係書類の審議 5 評価基準項目の審議 6 次回委員会の説明
決定事項	1 委員長に隅河内委員を選出、委員長職務代理者に木村委員を選出 2 選定スケジュールを承認 3 本委員会は、議題 (4) ~ (6) は、非公開で実施 次回委員会は、審査以降は非公開で実施 4 申請要項、申請関係書類について承認 5 評価基準項目について承認 ・評価基準項目及び各項目の配点数について ・財務評価の決定方法について ・最低基準点の設定について 6 次回委員会は、12 月 20 日 (金) までに各委員の予定を事務局に提出。 調整後、日程候補日を決める。
審議経過	1 <u>開会 (進行 事務局)</u> (1) 挨拶、委員及び事務局紹介 (2) 選定委員会の趣旨説明・要綱確認 事務局：非公募により選定手続きを行うことを説明。 ＜申請対象者＞社会福祉法人 横浜市緑区社会福祉協議会 (3) 定足数確認 (4) 委員出席数：4 名 (委員会成立確認) (5) 委員長選出 ・委員の互選により、隅河内委員を委員長として選出  2 <u>議事 (進行 委員長)</u> (1) <b>委員長職務代理者の選出</b> ・委員長の指名で、木村委員を委員長職務代理者として選出  (2) <b>選定スケジュール、会議の公開について</b> 事務局から資料 4 を使用して選定スケジュールについて説明。 委 員：応募説明会は、事務局で行うのか。委員の出席は必要か。 事務局：事務局で開催するため、委員の出席は不要となる。 (承認事項) ・選定スケジュールについて、案のとおり承認する。

**(3) 会議の公開について**

事務局から資料2を使用して会議の公開に係る規定を説明

委員：本日この後の議題である申請の内容に関わる部分は、当事者（申請法人）が関わると公平性に欠けるため非公開という認識で良いか。

事務局：他の事例になるが、他の委員会でも要項の公表までは非公開としているケースが多いところである。

委員長：それでは、本日の委員会は選定のルール決めに関わる部分から非公開としたい。次回は、審査の部分を非公開とする。

委員：異議なし

（承認事項）

- ・会議の公開について、本委員会では、議題(4)～(6)は、非公開とする。
- ・次回委員会は、原則公開とするが、議事のうち、プレゼンテーション後の「決定に関する審査」の部分については、非公開とする。

**(4) 申請要項、申請関係書類について**

事務局から資料5の申請要項、資料6の申請関係書類について説明

委員：資料5の3ページ(3)ア(イ)と5ページ(3)カに記載してある「備品」について、同じ単語のものが記載されており区別しづらい。

事務局：区別ができるよう、文言を検討し修正する。

委員：資料6（様式3）について、過去の管理費の実績が記載されているが、平成30年度に清掃費が大幅に下がっているのはなぜか。

事務局：事務局で数字を確認のうえ、誤っている場合には修正を行う。

委員：資料6（様式2）事業計画書のうち、「5(1)イ施設の利用促進について」に関して、行政側として稼働率の指標等はあるのか。

事務局：昨年度の稼働率実績は約40%。ただし、市として具体的な稼働率の数値指標というものは定めていない。そのため、数値目標の設定はもちろんであるが、その設定した目標を達成するためのより具体的な促進方策を立てて欲しい、という意味合いで評価項目に加えている。

委員長：利用促進を行った先にどのような事業展開を想定しているのか、という点も含め総体的に評価することが必要。それらを踏る一つの指標として、このように利用促進の項目を設定していると考ええる。たとえ稼働率の数値目標が高くても、その目標がその先にある事業展開にそぐわなければ、評価は伴わないだろう。

委員：福祉保健活動拠点（以下、「拠点」という。）はどのような団体が利用できるのか。拠点は趣味活動でも利用をしても良いのか。貸館機能としてケアプラザとのすみ分けが難しい。

事務局：結論からお伝えすると、「高齢者の生きがいや社会参加を促進する活動」等の条件を満たしていれば趣味活動目的の団体であっても利用は可能。ケアプラザについては、営利目的等の規程に反しない限りは原則利用可能となっている。

委員：拠点の貸し出しに関するルールが把握しづらいため、利用者として活用が難しく感じている。団体登録の際に規約などの書面を提出した記憶があるが、それはどの団体にも公平にお願いしているのか。

事務局：新規団体を登録する際には、全ての団体に規約等のご提出をいただいで登録の可否を判断している。判断に迷う場合には拠点から区に相談いただくようお願いしている。

(承認事項)

- ・資料5の3ページ(3)アについて、事務局で文言を補足する。
- ・申請要項の他の部分については、案のとおり承認する。

#### (5) 評価基準項目について

事務局から資料7-1～7-4を使用して評価基準項目について説明。

委員：最低制限基準（最低基準点）があるが、例えば委員全員の評価として、突出して一つの項目の点数が低かった場合、補正指示等はするのか。

事務局：特段そのような想定はしていない。あくまで総体的な点数で評価を行うことを想定している。

#### (審議事項1) 評価基準項目及び各項目の配点数について

事務局：本市標準例では、7について「-10～10点」の「21段階評価」とされていた。その他の項目は基本的に「5段階評価」であることを踏まえて、本項目についても「-10点／-5点／0点／+5点／+10点」5段階評価となる事務局案とした。

委員長：説明について、何かご意見はあるか。

委員：資料7-3の事業実績評価の結果について、なぜ「A評価」としたかがわかる資料はあるか。

事務局：各項目の評価点がわかる一覧表がある。別途、評価を行っていただく際に資料として提供することができる。

委員長：それでは、その一覧表の資料を加えてもらいたい。その他に質問等無ければ、この件について承認してよいか。

委員：異議なし

⇒事業実績評価については、選定委員会への提供資料に配点表を加える。その他、案のとおり承認。

#### (審議事項2) 財務評価の決定方法について

委員長：財務評価をご担当していただく渡部委員としてはいかがか。

委員：②の案で、説明を聞いた上で委員の皆様が主体的に評価するという流れでいかがか。

委員長：それでは、渡部委員の評価を聞いた上で、各自でご判断いただくのはどうか。

委員：異議なし

⇒評価方法については「②渡部委員の評価を踏まえて、各委員が評価を行う」で承認

#### (審議事項3) 最低基準点の設定について

事務局：最低基準点については、評価基準項目の1～6の合計点の「60%」とする事務局案としている。

委員長：過去に「60%」以外に設定している区や、最低基準点の他に独自の基準を設けている例はあるか。例えば、先ほど意見として挙げ

	<p>った「委員全員の評価として、突出して一つの項目の点数が低かった場合の補正指示」等。</p> <p>事務局：把握している限りはそのような事例ない。</p> <p>委員：例えば、何かの項目について「1」という評価をした委員がいた場合、その理由を聞く等、意見交換の時間を設けることはできるのか。</p> <p>委員長：それでは、面接審査後に、意見交換の場を設ける流れでいかがか。</p> <p>委員：異議なし</p> <p>⇒「60%」で承認。</p> <p>また、面接審査後に意見交換の時間を設けることとする。</p> <p><b>(6) 次回委員会について</b></p> <p>事務局：日程調整表を配付しているので、12月20日（金）までに事務局宛にFAX等でご提出をお願いしたい。</p> <p><b>3 閉会</b></p>
資料	<p>資料1 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会委員名簿</p> <p>資料2 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料3 横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料4 指定管理者選定スケジュール（案）</p> <p>資料5 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項（案）</p> <p>資料6 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者申請関係書類（案）</p> <p>資料7-1 横浜市緑区福祉保健活動拠点評価について（案）</p> <p>資料7-2 横浜市緑区福祉保健活動拠点評価基準項目（案）</p> <p>資料7-3 横浜市緑区福祉保健活動拠点第三者評価結果報告書及び事業実績評価</p> <p>資料7-4 横浜市緑区福祉保健活動拠点評価基準項目（記入例）（参考資料）</p> <p>資料8 横浜市福祉保健活動拠点条例</p> <p>資料9 横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則</p> <p>資料10 横浜市緑区福祉保健活動拠点管理要綱</p>